

経営者のための

# 銀行交渉術 と最新税務情報



第 111 号

令和 4 年 2 月 24 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■ 令和 4 年度税制改正大綱について ■

令和 3 年 12 月 10 日付けの自由民主党・公明党による令和 3 年度税制改正大綱について、令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定されましたので、令和 4 年度税制改正大綱における相続税関係について、確認してみたいと思います。

### 相続税・贈与税のあり方

「わが国では、相続税と贈与税が別個の体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年贈与制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」となっており、ここまでは、令和 3 年度税制改正における相続税・贈与税のあり方と同様となっています。そして、「あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らかの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。」と贈与税の非課税措置の見直しが追加されています。

### 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し・延長

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長する。
- ② 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築した次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
  - ・ 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000 万円
  - ・ 上記以外の住宅用家屋 500 万円
- ③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加える。
- ④ 受贈者の年齢要件を 18 歳以上（現行：20 歳以上）に引き下げる。

### 適用時期

- ①～③は、令和 4 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。
- ④については、令和 4 年 4 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。

### 非上場株式等に係る納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 1 年延長する。